



市 章

# 大津市公報

平 成 27 年 4 月 1 日  
号 外 ( 第 25 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>議 会 規 則</b>	
1	大津市情報公開条例の施行に関する議会規則を廃止する規則..... 1
2	大津市個人情報保護条例の施行に関する議会規則を廃止する規則..... 1
<b>議 会 議 長 告 示</b>	
1	大津市議会政策検討会議設置規程..... 2
2	大津市議会活性化検討委員会設置規程..... 3
3	大津市議会会派結成規程..... 4
4	大津市情報公開条例の施行に関する議会規程..... 8
5	大津市個人情報保護条例の施行に関する議会規程..... 8
6	大津市議会議長交際費の支出及び支出状況の公表に関する規程..... 8
7	大津市議会会議規程の一部改正..... 9
8	大津市議会委員会規程の一部改正.....11
9	大津市議会事務局規程の一部改正.....13
10	平成14年議会議長告示第1号(市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会事務局職員に充てることについて)の一部改正.....16
11	平成16年議会議長告示第1号(市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会事務局職員に充てることについて)の一部改正.....16
12	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する議会規程の一部改正.....17
13	大津市議会事務局職員の人事評価に関する規程の一部改正.....17
14	大津市議会事務局職員の条件附採用期間評価に関する規程の一部改正.....18
15	大津市議会政務活動費交付規程の一部改正.....18

## 議 会 規 則

大津市情報公開条例の施行に関する議会規則を廃止する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市議会議長 園 田 寛

### 大津市議会規則第1号

大津市情報公開条例の施行に関する議会規則を廃止する規則

大津市情報公開条例の施行に関する議会規則(平成14年議会規則第2号)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市個人情報保護条例の施行に関する議会規則を廃止する規則を公布する。

平成27年4月1日

大津市議会議長 園 田 寛

### 大津市議会規則第2号

大津市個人情報保護条例の施行に関する議会規則を廃止する規則

大津市個人情報保護条例の施行に関する議会規則(平成16年議会規則第1号)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議 会 議 長 告 示

**大津市議会議長告示第 1 号**

大津市議会政策検討会議設置規程を次のように定める。

平成 27 年 4 月 1 日

大津市議会議長 園 田 寛

**大津市議会政策検討会議設置規程**

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、大津市議会政策検討会議(大津市議会基本条例(平成 27 年条例第 47 号。以下「条例」という。)第 25 条第 3 項に規定するものをいう。以下「政策検討会議」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第 2 条** 議会運営委員会において、交渉会派(条例第 11 条第 1 項に規定する会派で、3 人以上の議員で構成するものをいう。以下同じ。)から条例づくり等の政策提案が行われたときは、複数の交渉会派の賛同が得られたもの(以下「政策検討項目」という。)について、政策検討会議を設置する。

2 政策検討会議が設置されたときは、全議員で構成する大津市議会政策検討会議全体会(以下「全体会」という。)を同時に設置する。

(所掌事務)

**第 3 条** 政策検討会議の所掌事務(以下「所掌事務」という。)は、次のとおりとする。

条例、計画等の原案の作成に関すること。

政策検討項目に係る調査及び検証に関すること。

その他政策提案に関すること。

2 全体会は、政策検討会議からの報告に基づき当該報告事項について確認するものとする。

(組織)

**第 4 条** 政策検討会議は、全ての会派から選出される次に掲げる委員をもって組織する。

座長 1 名

副座長 1 名

選出議員 全ての会派からそれぞれ選出される 1 名の議員

2 座長は、政策提案を行った会派(以下「政策提案会派」という。)の委員又は当該政策提案会派から座長の推薦を受け、当該推薦を了承した委員をもって充てる。

3 副座長は、座長が政策提案会派以外の委員の中から指名する。ただし、座長が政策提案会派の委員でないときは、副座長は、当該政策提案会派の委員をもって充てる。

4 座長を選出する会派(2 人以上の議員で構成する会派に限る。)は、座長のほか、1 名の委員を選出することができる。

5 全体会に会長を置き、議長をもって充てる。

(職務)

**第 5 条** 座長は、所掌事務を統轄する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 選出議員は、座長の命を受けて所掌事務を処理する。

(会議等)

**第 6 条** 政策検討会議の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集し、座長は多様な意見に配慮して議事を進行する。

2 全体会の会議(以下「全体会議」という。)は、会長が招集し、会長が議事を進行する。

3 会議及び全体会議は、委員又は議員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議及び全体会議は、原則として非公開とする。ただし、会議は座長が、全体会議は会長が、会議又は全体会議に諮って、公開することができる。

(政策検討会議の選択)

**第 7 条** 複数の政策検討会議が設置された場合、政策検討会議の数が会派の所属議員数を超える会派の議員においては、委員となる政策検討会議を選択することができる。ただし、当該会派の委員が既に一の政策検討会議の委員である場合において、当該政策検討会議の委員を辞任し、他の政策検討会議の委員になろうとするときは、当該政策検討会議の座長の承認を得るものとする。

(委員の辞任、変更等)

**第 8 条** 委員(座長を除く。)は、諸般の事情により委員を辞任することができる。

2 委員は、協議期間中において同一会派において委員を交替することができる。ただし、副座長においては、座長の承認を得るものとする。

3 座長及び座長を選出する会派の委員が辞任しようとする場合においては、当該辞任の扱い及び当該政策検討会議の運営等について、議会運営委員会において協議するものとする。

(委員及び議員の解職)

**第9条** 委員は、政策検討項目について第11条第3項に規定する条例の提案等が行われた場合又は座長が当該政策検討項目について協議の終了を決定したときは、第5条に規定する職務を解かれたものとする。

2 前項の規定により委員の職務が解かれた場合には、当該政策検討項目に係る全体会を構成する議員は、その職を解かれたものとする。

(市民意見の聴取等)

**第10条** 政策検討会議は、市民の意見を聴取するためパブリックコメントを実施することができる。

2 前項のパブリックコメントは、大津市議会のホームページにおいて行うものとする。

3 政策検討会議は、第1項に規定するパブリックコメントの実施に加えて、必要に応じて執行機関又は関係機関等に意見照会を行うことができる。

4 前項の意見照会及び意見照会に係る回答等は、座長名で行うものとする。

(運営等)

**第11条** 政策検討会議は、必要に応じて市民等の参考人招致、公聴会の開催、執行部からの助言及び条例第24条第1項に規定する専門的知見の活用を図るものとする。

2 政策検討会議は、協議経過等について、必要に応じて全体会に報告する。

3 政策検討会議は、会議でまとめた政策検討項目について、議会運営委員会の承認を経て、条例の提案等を行うものとする。

(庶務)

**第12条** 政策検討会議の庶務は、議会局において処理する。

(委任)

**第13条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 大津市議会議長告示第2号

大津市議会議会活性化検討委員会設置規程を次のように定める。

平成27年4月1日

大津市議会議長 園 田 寛

#### 大津市議会議会活性化検討委員会設置規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、大津市議会議会活性化検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 市議会の活性化に関し、協議するため委員会を設置する。

(所掌事項)

**第3条** 委員会は、市議会の活性化に関する事項について協議及び検討を行い、その結果を議会運営委員会へ報告する。

(組織)

**第4条** 委員会は、副議長及び議会運営委員会の委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副議長の職にある者を、副委員長は議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

**第6条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議事を進行する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、原則として非公開とする。ただし、委員長は会議に諮って、公開することができる。

4 議員は、前項本文の規定にかかわらず、傍聴することができる。

(庶務)

**第 7 条** 委員会の庶務は、議会局において処理する。

(委任)

**第 8 条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

-----

**大津市議会議長告示第 3 号**

大津市議議会派結成規程を次のように定める。

平成 27 年 4 月 1 日

大津市議会議長 園 田 寛

大津市議議会派結成規程

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、大津市議会基本条例 (平成 27 年条例第 47 号。以下「条例」という。) 第 11 条に規定する会派について、その結成等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

**第 2 条** 条例第 11 条第 1 項に規定する会派を結成しようとする会派の代表者 (以下「会派代表者」という。) は、議長に対して、会派結成届 (様式第 1 号) を提出しなければならない。

2 会派代表者は、当該会派について、所属議員数又は会派名称若しくは役職者等の異動があったときは、遅滞なく、議長に対して会派異動届 (様式第 2 号) を提出しなければならない。

3 会派代表者は、当該会派について、会派の解散があったときは、遅滞なく、議長に対して会派解散届 (様式第 3 号) を提出しなければならない。

(会派の通知)

**第 3 条** 議長は、前条に規定する会派の結成、異動又は解散について届出を受けたときは、市長に対して様式第 4 号により通知するものとする。

(その他)

**第 4 条** この規程に定めるもののほか、会派の結成等に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

**附 則**

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の日に、現に結成されている会派については、第 2 条第 1 項に規定する会派結成届の提出があったものとみなす。

様式第 1 号 ( 第 2 条関係 )

年 月 日

大津市議会議長 様

会 派 名

代表者名 印

会 派 結 成 届

会派を結成しましたので、大津市議会展派結成規程第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 会派名称
- 2 会派結成年月日
- 3 役職者氏名
- 4 経理責任者氏名
- 5 所属議員氏名

## 様式第 2 号 ( 第 2 条関係 )

年 月 日

大津市議会議長

様

会 派 名

代表者名

印

## 会 派 異 動 届

会派で異動がありましたので、大津市議会会派結成規程第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 名 称			
役 職 者 氏 名			
経 理 責 任 者 氏 名			
所 属 議 員 数			
異 動 対 象 議 員 名			

様式第 3 号 (第 2 条関係)

年 月 日

大津市議会議長 様

会 派 名

代表者名 印

会 派 解 散 届

会派を解散しましたので、大津市議会展派結成規程第 2 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 会派名称
- 2 解散年月日

様式第 4 号 (第 3 条関係)

年 月 日

大津市長 様

大津市議会議長

会派の結成・異動・解散について

会派の結成・異動・解散について、大津市議会展派結成規程第 3 条の規定により、別紙、届(写し)のとおり通知します。

**大津市議会議長告示第 4 号**

大津市情報公開条例の施行に関する議会規程を次のように定める。

平成27年 4 月 1 日

大津市議会議長 園 田 寛

大津市情報公開条例の施行に関する議会規程

大津市議会の所管に係る大津市情報公開条例（平成14年条例第 4 号）の施行については、大津市情報公開条例施行規則（平成14年規則第70号）の規定の例による。

**附 則**

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

**大津市議会議長告示第 5 号**

大津市個人情報保護条例の施行に関する議会規程を次のように定める。

平成27年 4 月 1 日

大津市議会議長 園 田 寛

大津市個人情報保護条例の施行に関する議会規程

大津市議会の所管に係る大津市個人情報保護条例（平成16年条例第 1 号）の施行については、大津市個人情報保護条例施行規則（平成16年規則第28号）の規定の例による。

**附 則**

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

**大津市議会議長告示第 6 号**

大津市議会議長交際費の支出及び支出状況の公表に関する規程を次のように定める。

平成27年 4 月 1 日

大津市議会議長 園 田 寛

大津市議会議長交際費の支出及び支出状況の公表に関する規程

（趣旨）

**第 1 条** この規程は、議長交際費の支出及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交際費の支出）

**第 2 条** 交際費は、市政の円滑な執行に資すると認められる場合に、交際上必要と認められる相手に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の額を支出するものとする。

2 交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

慶祝 祝賀会、懇親会等への出席に係る経費

弔慰 葬儀等における香典等に係る経費

会費 議長が会員である団体の年会費

名刺 名刺に係る経費

接遇 視察、折衝等に係る記念品等の経費

協賛 協賛、激励等に係る経費

その他 前各号に掲げるもののほか、交際上、議長が特に支出する必要があると認める経費

（交際費の公表）

**第 3 条** 交際費の支出状況の公表（以下「交際費の公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

支出月日

支出区分

支出件名

支出金額

2 前項の規定にかかわらず、大津市情報公開条例（平成14年条例第 4 号）第 7 条各号に掲げる情報については、公表しない。

（公表の時期）

**第 4 条** 交際費の公表は、当該交際費を支出した日の属する月の翌月末日までに行うものとする。



( 公表の方法 )

第 5 条 交際費の公表は、大津市役所政策調整部市政情報課及びインターネットの大津市議会ホームページ内において一般の縦覧に供する方法により行うものとする。

( 公表の期間 )

第 6 条 交際費の公表は、当該交際費を支出した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間行うものとする。

( その他 )

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日に、現に支出及び公表されている交際費については、この規程により支出及び公表されたものとみなす。

-----

大津市議会議長告示第 7 号

大津市議会会議規程 ( 平成26年議会議長告示第 1 号 ) の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 1 日

大津市議会議長 園 田 寛

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第 3 章 - 略 -  ( 欠席の届出 ) <b>第 3 条</b> 議員は、やむを得ない事情のため出席できないときは、その理由を明示し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。  ( 出席の催告 ) <b>第 9 条</b> 地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第113条の規定による出席の催告は、議場にいる議員又は議員の住所 ( 別に居所又は事務所の届出をした者については、当該届出の居所又は事務所 ) に文書又は口頭をもって行う。  ( 選挙関係書類の保存 ) <b>第21条</b> - 略 -	目次 第 3 章 - 略 - <u>第 3 章の 2 通年議会 ( 第21条の 2 第21条の 4 )</u> ( 欠席の届出 ) <b>第 3 条</b> 議員は、 <u>疾病、出産 ( 出産の予定日前 8 週間 ( 多胎妊娠の場合にあっては、14週間 ) から産後 8 週間を経過するまでの期間を限度に、本人が申告する日又は期間をいう。 )</u> その他やむを得ない事情のため出席できないときは、その理由を明示し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 ( 出席の催告 ) <b>第 9 条</b> 地方自治法 ( 昭和22年法律第67号。以下「 <u>法</u> 」という。 ) 第113条の規定による出席の催告は、議場にいる議員又は議員の住所 ( 別に居所又は事務所の届出をした者については、当該届出の居所又は事務所 ) に文書又は口頭をもって行う。 ( 選挙関係書類の保存 ) <b>第21条</b> - 略 - <u>第 3 章の 2 通年議会</u> <u>( 定例会及び会議の呼称 )</u> <b>第21条の 2</b> 定例会は、開会する年を冠して 年市議会定例会と呼称する。 <u>2 招集会議は、開会される年を冠して 年市議会招集会議と呼称する。</u> <u>3 通常会議は、再開される年及び月を冠して 年月市議会通常会議と呼称する。</u> <u>4 特別会議は、再開される年及び月を冠して 年月市議会特別会議と呼称する。</u> ( 一事不再議の取扱い ) <b>第21条の 3</b> 条例第 8 条に規定する一事不再議は、

( 討論の順序 )

第28条 - 略 -

( 代表質問の質問方式等 )

第32条 代表質問における質問方式は、一括質問方式とする。

2 - 略 -

3 - 略 -

( 発言の取消し又は訂正 )

第33条 発言した議員は、当該発言があった審議期間(議案等を上程し、審議し、議決に至る一連の本会議の期間をいう。)中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

2 - 略 -

( 会議録の記載事項 )

第44条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

~ - 略 -

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

~ - 略 -

2 - 略 -

別表 (第50条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
- 略 -	- 略 -	- 略 -	議長(一般選挙後最初の会議の招集は、議会事務局長)
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -

開会又は再開する審議期間(条例第3条第2項に規定する審議期間をいう。以下同じ。)の異なる会議の都度、事情の変更があったものとみなす。

( 専決事項の報告 )

第21条の4 法第180条第1項の規定により専決処分された事項の議会への報告は、当該専決処分後の直近の通常会議において行う。

( 討論の順序 )

第28条 - 略 -

( 一般質問 )

第28条の2 一般質問は、各通常会議で行う。

( 代表質問の質問方式等 )

第32条 代表質問は、市長による施政方針が表明される会議又は新年度予算が審議される会議に行う。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 代表質問における質問方式は、一括質問方式とする。

3 - 略 -

4 - 略 -

( 発言の取消し又は訂正 )

第33条 発言した議員は、当該発言があった審議期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

2 - 略 -

( 会議録の記載事項 )

第44条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

~ - 略 -

職務のため議場に出席した議会局職員職氏の職氏名

~ - 略 -

2 - 略 -

3 会議録は、審議期間ごとに作成する。

別表 (第50条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
- 略 -	- 略 -	- 略 -	議長(一般選挙後最初の会議の招集は、議会局長)
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -	- 略 -	- 略 -

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

-----

**大津市議会議長告示第 8 号**

大津市議会委員会規程 ( 平成26年議会議長告示第 2 号 ) の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 1 日

大津市議会議長 園 田 寛

改正前	改正後
<p>( 欠席の届出 )</p> <p><b>第 4 条</b> 委員は、やむを得ない事情のため出席できないときは、その理由を明示し、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>( 出席説明の要求 )</p> <p><b>第14条</b> 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>( 会議録の保存年限 )</p> <p><b>第19条</b> - 略 -</p> <p>( その他 )</p> <p><b>第20条</b> - 略 -</p>	<p>( 欠席の届出 )</p> <p><b>第 4 条</b> 委員は、<u>疾病、出産 ( 出産の予定日前 8 週間 ( 多胎妊娠の場合にあっては、14週間 ) から産後 8 週間を経過するまでの期間を限度に、本人が申告する日又は期間をいう。 )</u> その他やむを得ない事情のため出席できないときは、その理由を明示し、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>( 出席説明の要求 )</p> <p><b>第14条</b> 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p> <p>( 会議録の保存年限 )</p> <p><b>第19条</b> - 略 -</p> <p>( <u>予算決算常任委員会の運営</u> )</p> <p><b>第20条</b> <u>予算決算常任委員会の運営に関し、必要な事項は、別表に定める。</u></p> <p>( その他 )</p> <p><b>第21条</b> - 略 -</p>
備考 改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	

附則の次に次の別表を加える。

**別表 ( 第20条関係 )**

分科会の設置等	<p>1 予算決算常任委員会に次の各号の分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる部局に関連する事項等を担当させる。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務分科会 総務常任委員会が所管する部局</p> <p style="padding-left: 2em;">教育厚生分科会 教育厚生常任委員会が所管する部局</p> <p style="padding-left: 2em;">生活産業分科会 生活産業常任委員会が所管する部局</p> <p style="padding-left: 2em;">施設分科会 施設常任委員会が所管する部局</p>
分科会の委員	<p>1 予算決算常任委員会の委員は、条例第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する常任委員会 ( 以下「所管別常任委員会」という。 ) に対応する分科会に、それぞれ所属する。ただし、議長においてはこの限りでない。</p> <p>2 分科会に会長及び副会長を置き、それぞれ当該分科会に対応する所管別常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。</p>
分科会の運営等	<p>1 分科会は、予算決算常任委員会が付託を受けた議案 ( 以下「付託議案」という。 ) のうち、その担当に属する部分を分担して審査し、又は調査する。</p> <p>2 分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、分科会の会議を開くことができない。</p> <p>3 分科会は、会長が招集する。</p> <p>4 会長は、会務を総理し、分科会の会議を主宰する。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>6 分科会は、これを公開する。ただし、分科会の決定により非公開とすることができ</p>

	<p>る。</p> <p>7 分科会は、委員会室で開催する。</p> <p>8 その他分科会の運営等について必要な事項は、条例の規定を準用する。</p>
議会運営委員会における協議	<p>1 予算決算常任委員会に関する次に掲げる事項は、議会運営委員会において協議する。</p> <p>審査又は調査の日程に関する事項 付託議案の取扱いに関する事項 質疑、討論及び採決の方法に関する事項 前 3 号に掲げるもののほか、予算決算常任委員会及び分科会の運営に関し必要な事項</p>
関連議案等の範囲	<p>1 予算決算常任委員会に付託される議案の範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>予算又は決算と関連し、かつ、複数の所管別常任委員会に関連するもの 基金の設置等予算の根幹に関わるもの 手数料条例等歳入予算を伴うもの</p> <p>2 予算決算常任委員会では、原則として請願の審査は行わない。</p>
調査・審査の方法等	<p>1 付託議案の審査は、議案の委員会付託を行う本会議の終了後、予算決算常任委員会前期全体会（以下「前期全体会」という。）を開会し、分科会における審査を経て、予算決算常任委員会後期全体会（以下「後期全体会」という。）において討論及び採決を行う。</p> <p>2 それぞれの審査は、次に掲げる方法により行う。ただし、付託議案の内容に応じて、議会運営委員会の協議によりその方法を変更することができる。</p> <p>前期全体会では、提案説明及び質疑を行うことなく付託議案をその担当する分科会に送付する。ただし、決算議案においては、監査報告等の説明を求め、当該説明に係る質疑を行うことができる。この場合の質疑は、自席において質問の趣旨を明確に 1 問ずつ簡潔明瞭に行う。</p> <p>委員長は、前号本文の規定にかかわらず、付託議案をその担当する分科会に書面にて送付することができる。この場合において、前期全体会は、その書面の送付をもって開会したものとみなす。</p> <p>分科会における審査は、次の方法により質疑のみを行う。</p> <p>ア 予算議案及び決算議案の審査は、いずれも執行部からの説明を受け、一般会計予算においては各部局別に、特別・企業会計予算においては各会計ごとに行う。</p> <p>イ 予算議案及び決算議案を担当する場合は、まずは予算議案を、次に決算議案を審査する。</p> <p>ウ 新年度予算議案及び補正予算議案を担当する場合は、まずは新年度予算議案を、次に補正予算議案を審査する。</p> <p>エ 予算関連議案の審査は、補正予算議案と合わせて審査する。ただし、補正予算議案の付託のない場合又は当該関連議案が新年度予算議案に係る場合等は、この限りでない。</p> <p>オ 質疑は、質問の趣旨を明確にし、1 問ずつ簡潔明瞭に行う。</p> <p>カ 分科会では、第 1 号に規定する監査報告等に係る質疑は行わない。</p> <p>キ 分科会は、原則として 4 分科会を同日に開催する。ただし、新年度予算議案及び決算議案の審査については、この限りでない。</p> <p>後期全体会では、それぞれの分科会における審査を踏まえ、次の方法により討論及び採決を行う。</p> <p>ア 予算議案及び決算議案が付託議案である場合は、まずは予算議案を、次に決算議案を審査する。</p> <p>イ 新年度予算議案及び補正予算議案が付託議案である場合は、まずは新年度予算議案を、次に補正予算議案を審査する。</p> <p>ウ 予算関連議案は、前号エに準じて審査する。</p> <p>エ 予算議案に係る討論は、委員長からの指名順位に基づき、新年度予算議案を一括して、自席において行うものとし、補正予算議案も同様とする。</p>

	<p>オ 決算議案に係る討論は、委員長からの指名順位に基づき、一般会計予算及び特別・企業会計予算ごとに、それぞれ一括して、自席において行う。</p> <p>カ 採決は、全て起立により行う。ただし、委員長が必要があると認めるときは、起立に代えて電子採決システムにより採決をとることができる。</p> <p>キ 委員長は、必要があると認めるときは、議案を一括して採決することができる。</p> <p>ク 修正案が提出された場合には、修正案の提案説明及び当該修正案に係る質疑は、委員長が指定する場所において行う。</p> <p>3 新年度予算議案については、第 1 項の規定にかかわらず、本会議の前にあらかじめ予算決算常任委員会を開催し、執行部から概要説明を求めることができる。</p> <p>4 予算決算常任委員会は、議場で開催する。</p>
委員長報告	1 予算決算常任委員会の委員長報告は、所管別常任委員会の委員長報告と同様に、表決結果のみを報告する。
会議の記録	1 会長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議の記録を作成させなければならない。

附 則

- この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規程の改正後の第14条の規定は適用せず、この規程による改正前の第14条の規定は、なおその効力を有する。

大津市議会議長告示第 9 号

大津市議会事務局規程（昭和58年議長告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 1 日

大津市議会議長 園 田 寛

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>大津市議会事務局規程 （趣旨）</p> <p><b>第 1 条</b> この規程は、<u>大津市議会事務局設置条例（昭和37年条例第34号）第 4 条の規定に基づき、大津市議会事務局（以下「局」という。）</u>の組織、分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p><b>第 2 条</b> 局に次のとおり課及び係を置く。</p> <p>議会総務課 - 略 - 議事調査課 - 略 -</p> <p>（分掌事務）</p> <p><b>第 3 条</b> 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 総務係 ~ - 略 - - 略 - - 局の一般庶務に関すること。</p>	<p>大津市議会局規程 （趣旨）</p> <p><b>第 1 条</b> この規程は、<u>大津市議会基本条例（平成27年条例第47号）第26条第 1 項及び第 2 項に規定するもののほか、大津市議会局（以下「議会局」という。）</u>の組織、分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p><b>第 2 条</b> 議会局に次のとおり課及び係を置く。</p> <p>議会総務課 - 略 - 議事調査課 - 略 -</p> <p>（分掌事務）</p> <p><b>第 3 条</b> 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 総務係 ~ - 略 - - 略 - - <u>議会災害対策会議に関すること。</u> - 略 - - 議会局の一般庶務に関すること。</p>

— 局内他課の所管に属さない事項に関する  
こと。

政策法制係

- 略 -

議事調査課

議事係

~ - 略 -

— - 略 -

— - 略 -

— - 略 -

調査係

~ - 略 -

議会図書室に関すること。

~ - 略 -

(職の設置及び職務)

**第 4 条** 局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にあるものは、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。

- 略 -	- 略 -
事務局長	議長の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
副参事	担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
主幹	
主査	
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -

(事務局長の専決事項)

**第 5 条** 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

~ - 略 -

(次長の専決事項)

**第 6 条** 次長は、事務局長及び課長の旅行を命令することを専決することができる。

— 議会局内他課の所管に属さない事項に関する  
こと。

政策法制係

- 略 -

議事調査課

議事係

~ - 略 -

— 議決証明の交付に関すること。

— - 略 -

— - 略 -

— - 略 -

調査係

~ - 略 -

議会図書室の企画運営に関すること。

~ - 略 -

— 市議会情報システムに関すること。

(職の設置及び職務)

**第 4 条** 議会局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。

- 略 -	- 略 -
局長	議長の命を受け、議会局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
主幹	担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
主査	
- 略 -	
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -
- 略 -	- 略 -

(局長の専決事項)

**第 5 条** 局長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

~ - 略 -

(次長の専決事項)

**第 6 条** 次長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

— 課長の旅行を命令すること。

— 職員の研修に関すること。

( 課長の専決事項 )

第 7 条 課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

～ - 略 -

— - 略 -

( 係長の専決事項 )

第 8 条 係長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

各種証明書を交付すること。

議場及び議会関係各室の使用許可に関すること。

— その他軽易な申請、届、報告等を処理し、又は調査、照会、回答、通知等を行うこと。

( 代決 )

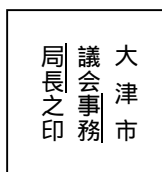
第 9 条 議長又は専決者が不在のときは、次の区分に従ってその専決事項のうち主管事務について代決することができる。

- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	事務局長	次長又は課長
事務局長	- 略 -	- 略 -
- 略 -	課長補佐、副参事又は主幹	- 略 -

2 及び 3 - 略 -

( 公印 )

第 10 条 議会、議長、副議長及び事務局長の公印は、次のとおりとし、議会総務課長が保管する。



方 23 ミリメートル

( その他 )

第 11 条 - 略 -

( 課長の共通専決事項 )

第 7 条 課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

～ - 略 -

— 各種証明書を交付すること。

— - 略 -

( 議会総務課長の専決事項 )

第 8 条 議会総務課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

— 市議会後援等の名義使用に関すること。

— 議員共済会に関すること。

( 議事調査課長の専決事項 )

第 9 条 議事調査課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

— 議場、委員会室等の使用許可に関すること。

— 議会図書室の図書等の選定及び廃棄に関すること。

( 係長の専決事項 )

第 10 条 係長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

軽易な申請、届、報告等を処理すること。

— 軽易な調査、照会、回答、通知等を行うこと。

( 代決 )

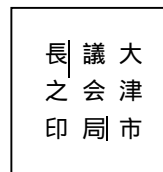
第 11 条 議長又は専決者が不在のときは、次の区分に従ってその専決事項のうち主管事務について代決することができる。

- 略 -	- 略 -	- 略 -
- 略 -	局長	次長
局長	- 略 -	- 略 -
- 略 -	課長、課長補佐又は主幹	- 略 -

2 及び 3 - 略 -

( 公印 )

第 12 条 議会、議長、副議長及び局長の公印は、次のとおりとし、議会総務課長が保管する。



方 23 ミリメートル

( その他 )

第 13 条 - 略 -

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

### 大津市議会議長告示第10号

平成14年議会議長告示第1号（市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会議務局職員に充てることについて）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

大津市議会議長 園 田 寛

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会議務局職員に充てることについて</p> <p>大津市議会議長は、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げる大津市情報公開条例（平成14年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に係る事務を行わせるため、市長部局の情報公開を所管する所属の職員を議会議務局職員に充て、当該事務を処理させる。</p> <p>～ - 略 -</p> <p>なお、平成6年議会議長告示第1号（市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会議務局職員に充てることについて）は、廃止する。</p>	<p>市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会議務局職員に充てることについて</p> <p>大津市議会議長は、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げる大津市情報公開条例（平成14年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に係る事務を行わせるため、市長部局の情報公開を所管する所属の職員を議会議務局職員に充て、当該事務を処理させる。</p> <p>～ - 略 -</p> <p>なお、平成6年議会議長告示第1号（市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会議務局職員に充てることについて）は、廃止する。</p>

### 附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

### 大津市議会議長告示第11号

平成16年議会議長告示第1号（市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会議務局職員に充てることについて）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

大津市議会議長 園 田 寛

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会議務局職員に充てることについて</p> <p>大津市議会議長は、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げる大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に係る事務を行わせるため、市長部局の個人情報の保護に関する事務を所管する所属の職員を議会議務局職員に充て、当該事務を処理させる。</p> <p>～ - 略 -</p>	<p>市議会議長の権限に属する事務の一部を行わせるため、市長部局の職員を議会議務局職員に充てることについて</p> <p>大津市議会議長は、議長の権限に属する事務のうち、次に掲げる大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に係る事務を行わせるため、市長部局の個人情報の保護に関する事務を所管する所属の職員を議会議務局職員に充て、当該事務を処理させる。</p> <p>～ - 略 -</p>

### 附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。



大津市議会議長告示第12号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する議会規程（平成24年議会議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 1 日

大津市議会議長 園 田 寛

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し、<u>大津市議会事務局</u>（以下「<u>議会事務局</u>」という。）の所管に属する事項について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(要望等の報告等)</p> <p><b>第2条</b> - 略 - 重要なもの <u>事務局長</u> その他のもの 次長 (コンプライアンス推進員)</p> <p><b>第3条</b> <u>議会事務局</u>に置くコンプライアンス推進員は、次長の職にある者をもって充てる。 (コンプライアンス推進本部の本部員等)</p> <p><b>第4条</b> 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号。以下「規則」という。）第16条第4項の規定により<u>議会事務局</u>から選任される本部員は、<u>事務局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 規則第16条第4項の規定により<u>議会事務局</u>から選任される推進員は、コンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 規則第16条第4項の規定により<u>議会事務局</u>から選任される幹事は、次長の次席の職にある者をもって充てる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し、<u>大津市議会局</u>（以下「<u>議会局</u>」という。）の所管に属する事項について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(要望等の報告等)</p> <p><b>第2条</b> - 略 - 重要なもの <u>局長</u> その他のもの 次長 (コンプライアンス推進員)</p> <p><b>第3条</b> <u>議会局</u>に置くコンプライアンス推進員は、次長の職にある者をもって充てる。 (コンプライアンス推進本部の本部員等)</p> <p><b>第4条</b> 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号。以下「規則」という。）第16条第4項の規定により<u>議会局</u>から選任される本部員は、<u>局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 規則第16条第4項の規定により<u>議会局</u>から選任される推進員は、コンプライアンス推進員の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 規則第16条第4項の規定により<u>議会局</u>から選任される幹事は、次長の次席の職にある者をもって充てる。</p>

附 則

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

大津市議会議長告示第13号

平成22年議会議長告示第2号（大津市議会事務局職員の人事評価に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成27年 4 月 1 日

大津市議会議長 園 田 寛

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>大津市議会事務局職員</u>の人事評価に関する規程</p> <p><u>大津市議会事務局職員</u>（臨時的に任用された職員を除く。）の人事評価（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定による勤務成績の評定をいう。）の実施については、大津市職員の人事評価に関する規程（平成22年訓令第4号）の例による。</p>	<p><u>大津市議会局職員</u>の人事評価に関する規程</p> <p><u>大津市議会局職員</u>（臨時的に任用された職員を除く。）の人事評価（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定による勤務成績の評定をいう。）の実施については、大津市職員の人事評価に関する規程（平成22年訓令第4号）の例による。</p>

**附 則**

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**大津市議会議長告示第14号**

平成22年議会議長告示第3号（大津市議会事務局職員の条件附採用期間評価に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

大津市議会議長 園 田 寛

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>大津市議会事務局職員の条件附採用期間評価に関する規程</u></p> <p><u>大津市議会事務局職員</u>の条件附採用期間評価（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件附採用期間中の職員に対して行う同法第40条第1項の規定による勤務成績の評定をいう。）の実施については、大津市職員の条件附採用期間評価に関する規程（平成22年訓令第5号）の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><u>大津市議会局職員の条件附採用期間評価に関する規程</u></p> <p><u>大津市議会局職員</u>の条件附採用期間評価（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件附採用期間中の職員に対して行う同法第40条第1項の規定による勤務成績の評定をいう。）の実施については、大津市職員の条件附採用期間評価に関する規程（平成22年訓令第5号）の例による。</p>

**附 則**

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**大津市議会議長告示第15号**

大津市議会政務活動費交付規程（平成22年議会議長告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

大津市議会議長 園 田 寛

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> - 略 -</p> <p>（会派結成届等）</p> <p><b>第2条</b> <u>会派の代表者は、議長に対して、会派結成届（様式第1号）を提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会派の代表者は、当該会派について条例第4条第1項に規定する所属議員数又は会派名称若しくは役職者等の異動があったときは、遅滞なく、議長に対し、会派異動届（様式第2号）を提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>会派の代表者は、当該会派について条例第4条第2項に規定する会派の解散があったときは、遅滞なく、議長に対し、会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。</u></p> <p>（会派の通知）</p> <p><b>第3条</b> <u>議長は、前条に規定する会派の結成、異動又は解散について届出を受けたときは、市長に対して、様式第4号により通知するものとする。</u></p> <p>（政務活動費の管理）</p> <p><b>第4条</b> - 略 -</p> <p>（是正命令等）</p> <p><b>第5条</b> - 略 -</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> - 略 -</p> <p>（政務活動費の管理）</p> <p><b>第2条</b> - 略 -</p> <p>（是正命令等）</p> <p><b>第3条</b> - 略 -</p>

( 収支報告書等の写しの送付 )

**第 6 条** 条例第 9 条第 1 項に規定する政務活動費に係る収入及び支出の報告書は、政務活動費収支報告書 ( 様式第 5 号 ) とする。

2 - 略 -

( 会計帳簿等の整理保存 )

**第 7 条** - 略 -

( 収支報告書等の公開 )

**第 8 条** - 略 -

( 委任 )

**第 9 条** - 略 -

**様式第 1 号** ( 第 2 条関係 )

年 月 日

大津市議会議長 様

会 派 名

代表者名 印

会派結成届

会派を結成しましたので、大津市議会政務活動費交付規程第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 会派名称

2 会派結成年月日

3 役職者氏名

4 経理責任者氏名

5 所属議員氏名

**様式第 2 号** ( 第 2 条関係 )

年 月 日

大津市議会議長 様

会 派 名

代表者名 印

会派異動届

会派で異動がありましたので、大津市議会政務活動費交付規程第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

区分	新	旧	異動年月日
会派名称			
役職者氏名			
経理責任者氏名			
所属議員数			
異動対象議員名			

( 収支報告書等の写しの送付 )

**第 4 条** 条例第 9 条第 1 項に規定する政務活動費に係る収入及び支出の報告書は、政務活動費収支報告書 ( 様式第 1 号 ) とする。

2 - 略 -

( 会計帳簿等の整理保存 )

**第 5 条** - 略 -

( 収支報告書等の公開 )

**第 6 条** - 略 -

( 支出手続等の基準 )

**第 7 条** 政務活動費に係る支出手続等の基準は、別表に定める。

( 委任 )

**第 8 条** - 略 -

**様式第 3 号 ( 第 2 条関係 )**

年 月 日

大津市議会議長 様

会 派 名

代表者名 印

会派解散届

会派を解散しましたので、大津市議会政務活動費  
交付規程第 2 条第 3 項の規定により、次のとおり届  
け出ます。

1 会派名称

2 解散年月日

**様式第 4 号 ( 第 3 条関係 )**

年 月 日

大津市長 様

大津市議会議長

会派の結成・異動・解散について

会派の結成・異動・解散について、大津市議会政  
務活動費交付規程第 3 条の規定により、別紙、届  
( 写し ) のとおり通知します。

**様式第 5 号 ( 第 6 条関係 )**

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収入額 政務活動費 円

2 支出額

科目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
資料作成費		
資料購入費		
広報広聴費		
会議費		
人件費		
合計		

3 残額 円

( 注 ) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載するこ  
と。

**様式第 1 号 ( 第 4 条関係 )**

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収入額 政務活動費 円

2 支出額

科目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
資料作成費		
資料購入費		
広報広聴費		
会議費		
人件費		
合計		

3 残額 円

( 注 ) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載するこ  
と。

備考 改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表(第 7 条関係)

支出手続	<p>1 政務活動費の収支は、原則として発生主義によるものとする。</p> <p>2 収支に当たっては、その都度、収入伝票(別記様式第 1 号)及び支出伝票(別記様式第 2 号)による会派内での回議手続を経て、出納簿(別記様式第 3 号)に記録しなければならない。</p> <p>3 支出をした際は、支出伝票に支出先が会派に対して発行する 1 円以上の全ての領収書(個別商品名、サービス名等が記載されたもの。ただし、記載対象多数の場合は、明細書別記を妨げない。)を添付しなければならない。ただし、口座引き落とし分については通帳の事実確認できるページの写しを、旅費については旅費明細書(別記様式第 4 号)の添付をもって領収書に代えることができる。</p> <p>4 支出方法については、口座振込又は支払先による集金等後払いを原則とし、クレジットカード、ポイントカード等の経済的付加価値が個人転化される決済方法をとってはならない。ただし、次の各号に列挙する経費については、会派所属議員の立替払によることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">行政庁等備付けの調査研究資料の交付請求経費 有料道路等の通行料 駐車料金 古書、廃版書籍等の後日入手が困難と認められる調査研究資料及び書籍代 当該政務活動費の支出が緊急を要し、かつ、あらかじめ予測することが困難であると議長が個別に認めた経費</p> <p>5 立替者がその経費を受領したときは、当該経費の支出伝票の摘要欄に受領印を押印しなければならない。</p>
備品	<p>1 政務活動に必要な備品(大津市財務規則(平成 9 年規則第 73 号)第 134 条第 1 項第 1 号に定めるものをいう。)を導入しようとするときは、任期満了時までのリース契約により対応することを原則とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、購入による場合は、備品購入事前協議書(別記様式第 5 号)を議長に提出し、購入前に議長の承認を得なければならない。</p> <p>3 会派の経理責任者は、会派が政務活動費で購入した備品を備品台帳(別記様式第 6 号)に登載して、その写しを支出伝票に添付するとともに、備品を適正に管理しなければならない。</p> <p>4 会派において用途廃止した備品は、議長において管理するものとする。ただし、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定めるものをいう。)を経過したものについては、備品処分協議書(別記様式第 7 号)を議長に提出し、正当事由があると認められたときは、適正な方法により処分することができる。</p>
市外旅行	<p>1 会派の代表者は、会派又は会派の所属議員が調査研究のため市外に旅行しようとするときは、原則として派遣予定日の 30 日前までに、派遣承認要求書(別記様式第 8 号)を議長に提出しなければならない。</p> <p>2 旅費算定基準は、大津市職員等の旅費に関する条例(昭和 32 年条例第 31 号。以下「旅費条例」という。)を準用するほか、自家用車(議員本人が所有する道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車のうち二輪自動車以外のものをいう。)による場合は、次の各号の全てに該当し、自家用車による出張計画表(別記様式第 9 号)を、事前に議長に提出した場合に限り、次項に定める基準により算定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">県外出張 複数名による出張 公共交通機関利用と比べて旅費が安価</p> <p>3 前項に係る車賃は旅費条例第 16 条第 2 項に準ずるものとし、公共交通機関利用距離(1 km 未満の端数切捨て)に 18 円を乗じ、算定する。</p>
結果報告	<p>1 会派又は会派の所属議員が、調査研究のため行政視察又は研修参加したときは、30 日以内に、視察研修結果報告書(別記様式第 10 号)を議長に提出しなければならない。</p>
会派広報紙	<p>1 政務活動費で支出を認める会派広報紙等の要件は、会派活動の内容を掲載し、次の各号のいずれかを満たすものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">配布方法が日刊一般紙である新聞折り込み等によるものが 9 割以上、かつ、発行部数 5</p>

	<p>万部以上 配布方法が街頭配布であり、かつ、発行部数 5 千部以上</p> <p>2 議員個人としての活動、政党活動、後援会活動等前項に規定する以外の内容が含まれる場合は、発行費用を政務活動費から支出することはできない。</p> <p>3 会派は、広報紙発行後、第 1 項各号に対応する次の各号に掲げる文書等及び成果物 1 部を、支出伝票に添付しなければならない。 委託先業者が発行する配布年月日、新聞ごとの折り込み部数及び配布地域を明示した明細書 発行部数を証するもの</p>
<p>閲覧の方法等</p>	<p>1 第 6 条第 1 項に規定する収支報告書等の閲覧を希望する者（大津市議会議員を除く。）は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書（別記様式第 11 号）に必要事項を記入し、議長へ請求するものとする。</p> <p>2 前項に規定する閲覧希望者が閲覧情報の撮影を希望する場合には、当該閲覧情報を毀損し、又は汚損しない限りにおいて、これを認めるものとする。</p> <p>3 閲覧情報の写しの交付を行う場合には、大津市情報公開条例（平成 14 年条例第 4 号）第 17 条に規定する費用の負担の例によるものとする。</p>
<p>閲覧対象</p>	<p>1 閲覧対象は、次の各号に掲げるものの写しとする。 収支報告書 収入伝票 支出伝票 出納簿 視察研修結果報告書</p> <p>2 議長は、前項に掲げる書類を議会図書室へ備え付けるものとする。</p>
<p>閲覧の場所等</p>	<p>1 閲覧の場所及び時間は、議会図書室等において大津市の休日を定める条例（平成元年条例第 67 号）に定める市の休日を除く日の午前 8 時 40 分から午後 5 時 25 分までの間で議長が指定した時間とする。</p>
<p>政務活動費として認めない経費</p>	<p>1 次の各号に掲げる経費については、政務活動費として認めないものとする。 祝金、香典、志等の冠婚葬祭及び祝賀会の出席に要する経費 見舞、餞別、中元、歳暮、電報、年賀状等儀礼に要する経費 会議等に伴う飲食経費 親睦会又は飲食を目的とした会合、レクリエーション大会等の開催又は参加に要する経費 各種団体等の会食だけの出席費用 名刺代 携帯電話等の通話料金。ただし、議会が指定するタブレット型端末の通信に係る経費（当該経費の 1/2）は除く。 新聞代（サロンで閲覧可能なもの） 海外視察旅費 自家用車燃料費（市外旅行において自家用車を利用した場合を除く。） 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費 政党活動及び県連活動に要する経費 政党組織の事務所の設置及び維持に要する経費 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 選挙運動及び選挙活動に要する経費 各種選挙時の各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成等に要する経費 後援会活動に要する経費 後援会事務所及び個人事務所の設置並びに維持に要する経費 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 私的な旅行、観光等に要する経費</p> <p>(21) 冷蔵庫等、政務活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費 (22) 議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費又は会合への参加費 (23) 活動自体が政務活動に関連しない団体の会費</p>

- (24) 公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費
- (25) 条例及び規程に個別明示されていない議員個人に支給する経費
- (26) 宛先が特定できない切手の購入経費
- (27) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上妥当性を欠いた経費

主な備品の  
法定耐用年  
数

1 主な備品の耐用年数は、次に掲げるとおりとする  
 事務机、事務椅子及びキャビネット 主として金属製のもの 15年（その他のもの 8年）  
 デジタルカメラ 5年  
 ファックス 5年  
 パソコンプリンター 5年  
 ICレコーダー 5年

別記様式第  
1号

収支番号 \_\_\_\_\_

収 入 伝 票

会派名：

伝票作成日		
収 入 決 定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
科 目		
金 額		
内 容		
支 払 者		
収 入 年 月 日		
摘 要		

別記様式第  
2号

収支番号 \_\_\_\_\_

支 出 伝 票

会派名：

伝票作成日		
支 出 決 定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
科 目		
金 額		
内 容		
支 払 先		
支 出 年 月 日		
摘 要		
領収書添付欄		





別記様式第  
4号

旅 費 明 細 書

会派名：

作 成 日			
旅費決定決裁	代 表 者 印		経 理 責 任 者 印
出 張 者	氏 名	旅 費	受 領 印
出 張 先			
期 間			
用 件			
旅費計算明細	別記旅費計算書のとおり		
旅 費 総 額	円		
摘 要			

旅 費 計 算 書

月 日	交 通 機 関	発 駅 名 着 駅 名	鉄 道 等		特 急 料 金 等	車 賃 等	旅 行 雑 費	宿 泊 料	食 卓 料 宿 泊 地
			キ 口 数	運 賃					
小 計									
						合 計 金 額			

別記様式第  
5号

備品購入事前協議書

会派名：

作 成 日		
申 請 決 定	代 表 者 印	経 理 責 任 者 印
備 品 内 容		
購 入 数		
購入予定金額		
見 積 業 者		
購 入 希 望 日		
摘 要		

決裁：上記のとおり購入承認してよろしいか。

議 長	副議長	局 長	次 長	合 議	担当書記



別記様式第  
7号

## 備品処分協議書

会派名：

作成日		
申請決定	代表者印	経理責任者印
備品内容		
処分数		
購入年月日		
備品番号		
処分方法		
摘要		

決裁：上記のとおり処分承認してよろしいか。

議長	副議長	局長	次長	合議	担当書記

別記様式第  
8 号

議 長	副議長	局 長	次 長	合 議	担当書記

派遣承認要求書

年 月 日

大津市議会議長 様

会派代表者氏名 印

本会は、下記により議員を派遣することに決定しましたので、承認されるよう要求します。

記

- 1 日時
- 2 場所
- 3 目的
- 4 経費
- 5 派遣議員氏名

別記様式第  
9号

## 自家用車による出張計画表

日	時	
出	張	先
目	的	
出	張	議 員
自家用車所有者		

## 行程明細

出発地～行先	利用道路	距離 ( k m )	車賃	有料道路代	駐車場代
	小計				
		旅 行 雑 費			
		宿 泊 料			
		総 計			



別記様式第  
10号

視察研修結果報告書

年 月 日

大津市議会議長 様

会派代表者氏名 印

視察・研修の結果について（報告）

本会派が視察・研修した結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 期間
- 2 視察研修先
- 3 目的
- 4 調査研究内容
- 5 参加議員

別記様式第  
11号

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

年 月 日

( 宛先 )  
大津市議会議長

申請者 住所

氏名

電話番号

下記の政務活動費収支報告書等の閲覧を請求します。

記

1 対象年度

2 対象会派

3 閲覧希望日時

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。